

お知らせ information

お知らせ

限度額適用・標準負担額 認定証の更新

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）の有効期限は、平成28年7月31日までとなっています。現在認定証を交付されている方には、7月中旬に申請書をお送りしますので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、町民生活課まで提出してください。8月以降に入院または高額な外来診療の予定がない方は、再度申請する必要があります。

また今後入院などにより新たに認定証が必要となる

方は、町民生活課で申請の上、交付を受けてください。

認定証の更新においては、平成27年分の所得を基に区分判定を行い、この区分に応じて医療機関の窓口で支払う限度額が決定しています。国民健康保険に加入している世帯で未申告の方がいる場合は、上位所得として判定されますので、忘れずに申告を行ってください。認定証の区分は、申告の修正や加入者の異動により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお有効期限が切れた認定証は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

【新しい認定証】
有効期限：平成29年7月31日

【古い認定証】
有効期限：平成28年7月31日

町民生活課
☎ 7216933

高齢受給者証の更新

国民健康保険の加入者で、70歳から74歳の方に交付している「高齢受給者証」の有効期限が平成28年7月31日までとなっていますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関などで診療を受ける際は、保険証と新しい「高齢受給者証」を窓口に提示してください。自己負担割合は、平成27年中の所得により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお有効期限が切れた「高齢受給者証」は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

【新しい高齢受給者証】
有効期限：平成29年7月31日

【古い高齢受給者証】
有効期限：平成28年7月31日

町民生活課
☎ 7216933

後期高齢者医療被保険者証などの更新

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お使いの「被保険者証（保険証）」は、有効期限が7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中旬に郵送しますので、8月1日以降は新しい保険証を使用してください。

また「限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）」の更新も行います。有効期限が7月31日までの認定証の交付を受けている方で、引き続き該当になる方には、7月下旬に新しい認定証を郵送します。

なお有効期限が切れた保険証などは、8月1日以降、町民生活課まで返却してください。

【新しい保険証・認定証】
有効期限：平成29年7月31日

【古い保険証・認定証】
有効期限：平成28年7月31日

町民生活課
☎ 7216933

ひとり親家庭医療費受給者証の更新

現在交付されている「ひとり親家庭医療費受給者証」の有効期限が平成28年7月31日までとなっています。8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。左記の日程で更新の受け付けを行いますので、忘れずに手続きをしてください。

なお受給者の方には個別に案内通知をしていますのでご確認ください。

◆受付日時
7月26日（火）・28日（木）
午前9時から午後5時15分まで

7月27日（水）
午前9時から午後7時まで

◆受付場所
子育て支援課（旧教育課事務所）小野新町字中通2

◆必要なもの
・ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
・ひとり親家庭医療費受給